

「阪急阪神お得意様カードPREMIUM」 ポイントサービス規約

第1条（総則）

「阪急阪神お得意様カードPREMIUM」ポイントサービス規約（以下「本ポイントサービス規約」といいます）は、株式会社阪急阪神百貨店（以下「阪急阪神百貨店」といいます）が三井住友カード株式会社（以下「三井住友」といいます）と提携して発行する「阪急阪神お得意様カードPREMIUM」（以下「本カード」といいます）のポイントサービスを定めるものです。

第2条（Sポイント付与）

1. 阪急阪神百貨店が指定する売場で、現金・商品券を含めたお買物やサービスのご利用の際、会計前に本カードをご提示いただくことでポイントを付与します。なお当該ポイントは、Sポイント（Sポイントサービス特約第1条に定めるものをいいます）とします。
2. 本カードのご提示がない場合は、Sポイントは加算されませんのでご注意ください。
3. 会計後のレシート提示による、Sポイント加算はできかねますので、あらかじめご了承ください。
4. お買物の際に本カードをご提示いただいたときは、お買上げ（サービスのご利用を含みます。）金額に応じた、阪急阪神百貨店所定のSポイントを加算します。
5. 同じブランド、商品でも店舗、売場により加算されるSポイント数が異なる場合があります。
6. Sポイントはレシート1枚ごとに計算し、1ポイント未満は切捨てとなります。
7. 以下の場合は、Sポイントが加算されませんので、あらかじめご了承ください。
 - (1) 消費税などの税金
 - (2) 各種金券類のお買上げ、送料、箱代、入会金、受講料、その他特に阪急阪神百貨店が定めた商品のお買上げやサービスのご利用
 - (3) 代引販売やお預り金など、阪急阪神百貨店が定めた販売方法によるお買上げ
※詳細は売場係員におたずねください。
 - (4) 阪急阪神百貨店が指定する優待金券によるお支払い
 - (5) ペルソナカード、エメラルド STACIA カード、博多阪急エメラルドカード、阪急阪神法人お得意様カードなどの阪急阪神百貨店が指定するクレジットカードによるお支払い

第3条（Sポイントの積立期間と有効期間）

1. Sポイントの積立期間は、最初の年のみ、ご入会日から直近の12月31日までとします。翌年以降は、毎年1月1日から12月31日となります。
2. 各年に積み立てられたSポイントの有効期間は、各年の積立期間終了日の翌々年3月31日までとなります。

第4条（Sポイントの利用）

1. Sポイントは、1ポイント1円として換算し、阪急阪神百貨店でのお買上げ時のお支払い代金としてご利用いただけます。ただし、Sポイントをご利用いただけない売場や商品・サービスが一部ございます。
また、外商伝票の取り扱いにはSポイントのご利用はできません。
2. 積み立てられたSポイントの利用条件については、Sポイントのご利用にかかる各店舗が定めるものとします。

第5条（お買上げ商品返品時の処理）

1. 本カードご利用によるお買上げ商品を返品される場合には、必ず本カードをご提示ください。その際、返品金額相当分のSポイントを減算処理します。
2. 返品時に、減算対象となるSポイントを既にご利用されていた場合、相当額を請求させていただきますので、あらかじめご了承ください。

第6条（Sポイントの保証）

1. 第三者により利用されたSポイントについては、阪急阪神百貨店は、何らの保証も行わず、一切の責任を負いません。
2. 本カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、三井住友が定める「三井住友カード会員規約」に従い、再発行の手続きを行ってください。なお、再発行手続きをされた場合、前項にかかわらず、三井住友への届出時点のSポイント残高は引き続き有効とします。

第7条（Sポイントの利用停止等）

1. 阪急阪神百貨店は、本カードの会員（以下「会員」といいます）が次のいずれかに該当した場合、その他に阪急阪神百貨店において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずにSポイントのサービスの利用停止、利用権利の資格等を取消することができるものとします。
 - (1) 本カードの申込に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
 - (2) 本ポイントサービス規約のいずれかに違反した場合
 - (3) 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
 - (4) 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当した場合、または次の①②のいずれかに該当した場合
 - ①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて阪急阪神百貨店の信用を毀損し、または阪急阪神百貨店の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前記①から④に準ずる行為
 - (6) 阪急阪神百貨店または阪急阪神百貨店の委託先・派遣元等の従業員に対して次の①から⑤に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）
 - ①暴力、威嚇、脅迫、強要等
 - ②暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動
 - ③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

- ④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ
 - ⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等
2. 会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。
 3. 阪急阪神百貨店は、会員が本条第1項第4号または第5号の事由に該当した場合、阪急阪神百貨店と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

第8条（規約の変更）

本ポイントサービス規約の内容は、民法の定めに基づき、変更できるものとします。
この場合、変更後の内容と適用開始日を、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとします。

(2025年1月制定)